

第1章

学校安全の考え方

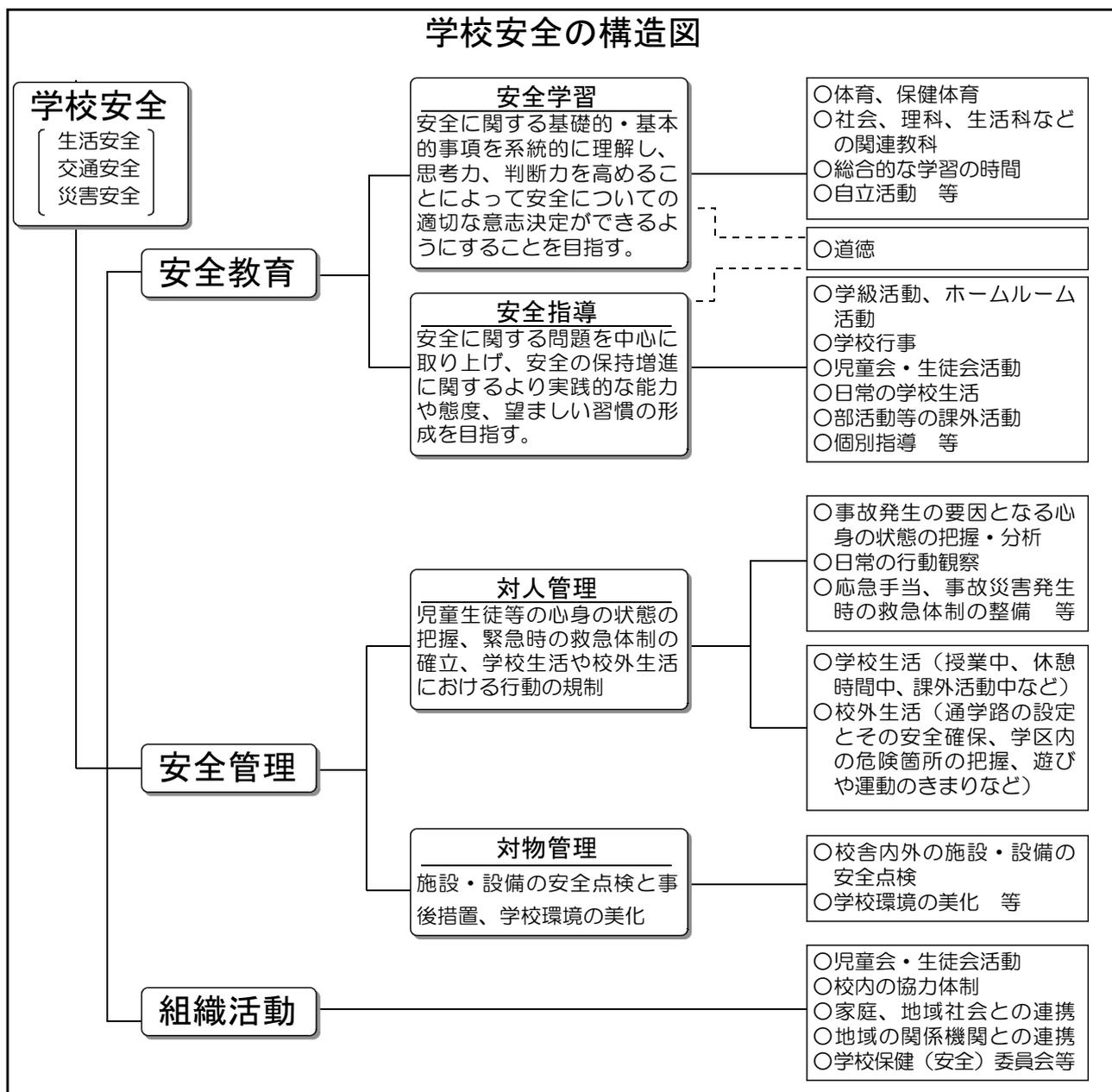
第 1 章 学校安全の考え方

1 学校安全の領域とその内容

(1) 学校安全の定義

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されています。

また、安全教育は「安全学習」と「安全指導」、安全管理は「対人管理」と「対物管理」から構成されています。



(2) 学校安全の領域

学校安全は、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の三つの領域で構成されています。

学校安全の領域

生活安全

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにします。

交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにします。

災害安全（防災）

地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにします。

(3) 学校安全の主な内容

生活安全に関する内容

- 学校（園）生活における危険の理解と安全確保
 - ・各教科、総合的な学習の時間などの学習時間
 - ・児童（生徒）会活動やクラブ活動等
 - ・運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事
 - ・遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等学校行事
 - ・始業前や放課後等休憩時間及び清掃時間等
 - ・登下校（園）や家庭生活等
 - ・野外活動等
- 事故発生時の通報と応急手当
- 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- 携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性
- 施設・設備の状態の把握と安全な環境づくり

交通安全に関する内容

- 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- 交通機関の利用時の安全な行動
- 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- 二輪車の特性の理解と安全な利用
- 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- 交通法規の正しい理解と遵守
- 運転者の義務と責任についての理解
- 幼児、高齢者、障がいのある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

災害安全に関する内容

- 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
 - ・ 火災
 - ・ 地震や津波
 - ・ 火山活動
 - ・ 風水害、雪害、落雷等の気象災害
- 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- 災害時における心のケア

なお、学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じた犯罪、児童生徒間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うこととなりますが、事件・事故災害を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて関連領域と連携することが必要です。

2 学校安全計画の作成

(1) 学校安全計画の法的根拠と考え方

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校においては、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要です。

【学校保健安全法】

第3章 学校安全

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが大切です。

(2) 学校安全計画の主な記載内容

■ 安全教育に関する事項

- 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - ・学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
 - ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - ・課外における指導事項
 - ・個別指導に関する事項
- その他必要な事項

■ 安全管理に関する事項

生活安全

- 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- その他必要な事項

交通安全

- 通学路の設定と安全点検
 - 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
 - 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
 - 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
 - その他必要な事項
- ※ 通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮する。

災害安全

- 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
 - 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - その他必要な事項
- ※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げる。

■ 組織活動に関する事項

- 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- 保護者対象の安全に関する啓発事項
- 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- その他必要な事項

※ 校種別の学校安全計画例はP71～P81に掲載しています。

(3) 学校安全計画の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、学校安全計画の作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解を図るとともに、教職員の役割分担を明確にした体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要です。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要です。

